

8. 職員給与規程

三菱製紙健康保險組合

職 員 給 与 規 則 目 次

第 1 条	(総 則)	3 頁
第 2 条	(除外規定)	3 頁
第 3 条	(その他)	3 頁
付則		3 頁

第1条 (総則)

三菱製紙健康保険組合(以下「組合」)の理事、議員、職員の俸給に関する事項は、三菱製紙株式会社従業員賃金規則(以下賃金規則)を準用するものの外、本規程の定めるところによる。

第2条 (除外規定)

賃金規則中、「労働組合と協定」、第6-4条、第6-5条、第6-6条、第6-7条、第6-11条の規定は除外する。

第3条 (その他)

賃金規則中、会社は事業所と読み替えるものとし、従業員は理事、議員、職員と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から適用する。